

学校いじめ防止基本方針

令和2年4月

岩国市立柱野小学校

目次

はじめに	P 2
第1 「いじめ防止基本方針」について	
第2 いじめ防止等に関する基本的な考え方	P 3
第3 いじめ問題に関する基本的な考え方	P 4
第4 いじめ防止等の具体的な取組	P 6
1 未然防止【いじめの予防】	
2 早期発見	P 7
3 早期対応	P 8
第5 重大事態への対応 【生命、心身または財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】	P 11
第6 教職員研修といじめ防止指導計画	P 13
第7 いじめ対策委員会	P 14
第8 重大事案発生時の対応	P 15
資料1-1 いじめアンケート（児童用）	P 16
資料1-2 いじめアンケート（保護者用）	P 17
資料2 教育相談・児童理解の会実施計画	P 19
資料3 学校生活アンケート	P 20
資料4 教育相談記録用紙	P 21
資料5 学校における日常観察のポイント	P 22
資料6 いじめ防止の取組、いじめに関する相談窓口（保護者配布）	P 23

はじめに

学校は、すべての児童の可能性を引き出しながら、一人ひとりの自己実現を支援し、平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な資質、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」育む場である。

本校は、「ふるさとを愛し、豊かな心を持ち、たくましく生き抜く柱野っ子の育成」を学校教育目標とし、「やさしく、なかよくする子 進んで学び、よく考える子 元気に活動し、やりぬく子」の育成に取り組んでいる。

そこで、学校の使命と存在意義に基づき教育活動に取り組むため、私たち柱野小学校教職員（以下、私たち）は、児童一人ひとりの願いや思いを大切にして、学ぶ楽しさ、自ら成長する喜び、多くの体験活動を通じて人・もの・ことと関わり合うことの素晴らしさを実感しながら豊かな心を育む教育実践に全力で取り組むことをここに宣言する。そして、児童が、いじめにより、心と身体を傷つけられたり尊い命を自ら絶ったりすることが無いよう、私たちは心をつなげて児童が学校の主人公となる教育活動に真摯に取り組むことを誓う。

また、今後も、大きな社会変化や急速な情報技術の発展により、新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化することが予想される。そうした中、私たちは、いじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について継続して研修を続けるとともに、校長のリーダーシップのもと、家庭、地域、関係機関と思いをつなげながら生徒指導体制・教育相談体制を充実させ、組織的にいじめ問題の未然防止と解決に取り組んでいく。

第1 「いじめ防止基本方針」について

岩国市立柱野小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

〈いじめの防止等の対策に関する基本理念〉

いじめは、すべての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが無くなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童がいじめを行うことがないよう、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童一人ひとりが十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、いじめ問題を克服することをめざして行われなければならない。

第2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。
（「いじめ防止対策推進法」より）

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行う。

いじめの認知に当たっては、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織が中心となって、いじめに該当するか否かを判断することとし、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめを受けた児童生徒の感じる被害性に着目して見極めていく。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇金品をたかられる
- ◇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取る。

(2) いじめの構造、特徴

- いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識をもつこと。
 - ・いじめる児童といじめられる児童は、入れ替わりながら被害も加害も経験している。
 - ・暴力を伴わないいじめであっても、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応すること。
- いじめは「四層構造」となっている。
 - ・いじめを受けている児童から見れば、周りではやしたてる児童も見て見ぬふりをする児童も「いじめている人」に見える。
 - ・四層構造を念頭に置き、集団的にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすること。

いじめの四層構造

いじめられている者（被害者）			
いじめている者（加害者）			
	周りではやしたてる者（観衆）		
		見て見ぬふりをする者（傍観者）	

第3 いじめ問題に関する基本的な考え方

1 学校・家庭・地域・関係機関の総掛かりによる取組

- いじめ問題への対応は、人間社会から差別や偏見等を一掃することにつながる。
- 安心安全な社会づくりに寄与するためにも、学校・家庭・地域・関係機関が総掛かりでいじめ問題への取組を推進する。

2 対応の視点

- 「いじめは絶対に許されない」「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識の下、学校・家庭・地域・関係機関の連携を密にして、以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進する。
 - ①未然防止【いじめの予防】
 - ②早期発見【把握しにくい、いじめへの対応】
 - ③早期対応【現在起こっている、いじめへの対応】
 - ④重大事態への対応【生命、心身又は財産に重大な被害が生じた、いじめへの対応】

3 学校における基本姿勢

- いじめは、「未然防止」の取組が極めて重要である。授業を通じて児童の自己肯定感や自己有用感、コミュニケーション能力の育成や人間関係づくりに取り組み、道徳教育や人権教育を通じて総合的・効果的にいじめを起こしにくい学校文化を醸成するとともに児童に思いやりの心や支え合いの心を育む。
- 「いじめは、集団の関係の中で起こりやすいもの」との危機意識をもちながら、未然防止、早期発見、早期解決に取り組む。

○いじめが発生した場合は、校長をリーダーとして、全校で組織的に適切・丁寧な対応・指導・支援を行い、児童や保護者の気持ちに寄り添いながら、いじめが確実に解消するまで粘り強く対応する。

4 いじめ防止のために学校が果たす役割

(1) 「学校いじめ防止対策基本法」の策定と周知

○学校は、いじめ防止について「学校いじめ防止基本方針」を策定し、体系的、計画的、具体的な取組を推進する。

○学校は、いじめ防止等の取組が体系的、計画的、具体的に行われるよう、「学校いじめ防止基本方針」やそれに基づく取組を、学校ホームページや学校だより等を通じて、児童、保護者、地域住民へ広く周知することを図る。

(2) 「いじめ対策委員会」の設置

○学校は、「いじめ対策委員会」を設置し、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等に係る取組を行い、P D C Aサイクルによる検証を行いながら、実効性のある取組となるよう常に改善を図る。

(3) 学校評価・教職員評価を活用した、いじめ問題に係る取組の検証と改善

○学校評価の評価項目に位置付け、教職員評価も活用し、いじめ防止やいじめ問題への対応に係る、学校や教職員の適切な目標設定、達成状況の評価、学校経営や指導方法の改善に活かすことで、いじめの実態把握や組織的な対応の取組を改善・充実する。

(4) 豊かな心を育む教育と規範意識を醸成する取組の推進

○学校の全教育活動を通じた道徳教育の取組

児童一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の柱となる豊かな心を育むために、人権教育を基盤とし、学校教育全体を通じて児童が心を開き、心を磨き、伝えあえる道徳教育を充実する。

○規範意識の醸成のための取組

いじめの未然防止に資することから、児童の規範意識の醸成に取り組む。そのために、生徒指導部、教育相談担当、児童会担当と連携・協働しながら「きまりを守る」「節度ある生活をする」「礼儀正しく人と接する」などについて、児童の発達段階に応じた具体的な取組を、学校全体の共通理解の下、組織的・計画的に実施する。

(5) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

○「生徒指導は、児童一人ひとりの健全な成長を促し自己実現を図るための自己指導能力を育成することをめざすこと。教育相談は、一人ひとりの教育上の問題について望ましい在り方を助言し、人格の成長への援助を図るものであること。」を学校全体で十分に理解し、常に児童の願いや思いに耳と心を傾けることを心がけて児童に向きあう教職員組織をつくる。

○児童一人ひとりの願いや思いに寄り添うため、生徒指導や教育相談は、担任や担当が一人で問題を抱え込むことなく、学校全体で、チームとして組織的で計画的な取組と問題の解決を行う。

○S C (スクールカウンセラー) やS S W (スクールソーシャルワーカー) 等の心理や福祉の専門家との連携をはじめ、弁護士、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全

サポーター等の外部専門家及び児童相談所、警察、福祉部局などの関係機関との連携を密にし、いじめ防止等に係る取組の充実を図る。

○いじめの防止対策やいじめの対応については、校種間での共通目標に基づく取組や情報共有、支援体制の構築が重要であることから、幼保小、小小、小中の学校間で連携した取組を充実する。

第4 いじめ防止等の具体的な取組

1 未然防止【いじめの予防】

いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合があるため、傍観者とならずいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

さらに、教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導のあり方に細心の注意を払う。

(1) 仲間づくり、絆づくり

教職員一人ひとりが、道徳の時間や学級活動はもちろんのこと、全ての教育活動を通じて、子ども同士の心の結びつきを深め、社会性や互いの違いを認め合う心を育み、いじめを許さない学校づくりを行う。

○教師の基本姿勢

いじめには学級をはじめとした集団の状態が強く影響する。学級づくりの中心的役割を担う担任教師の役割が極めて重要なことから、計画的に校内研修会を実施し資質能力の向上に努めるとともに、教師自身の言動も含めて、子どもへの接し方を振り返ってみる。

○落ち着いた生活環境

いじめが起こりやすい学級は、ルールが不明確で、当事者だけでなく、全体の規範意識が低下している傾向があると言われる。そこで、学級のきまりやルール、やっていいことと悪いこと等の基準を、子どもにわかりやすく示すと共に、必要なルール、ルールを守ることの必要性について学級活動、児童会等話合いの場を持つ取組を進める。

○魅力的な授業・学級経営

学校生活が安定し、充実したものになれば、いじめは起こりにくくなる。そのためには、学校生活の中心とも言える授業が魅力的で、どの子も活躍できる場となっていることが大切である。また、教科の目標達成の手だて以外にも、構成的グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニングなど、子ども同士の人間関係を豊かにする工夫を日々の授業や学級経営の中に盛り込む。

○保護者との信頼関係

いじめる側の子どもたちの中には、保護者から十分な愛情を注がれていない子も少なくない。そこで、積極的に保護者との信頼関係づくりに努め、それぞれの役割と責

任を自覚し、相互に補い合いながら、いじめの予防に取り組んでいく。

○児童が主体となった仲間作りの取り組み

児童がお互いの個を知ることは子ども同士の心の結びつきを深め、社会性や互いの違いを認め合う心を育むことになり、お互いを理解し合うことがいじめを生まない環境作りにつながる。そこで、委員会が主体となって行う全校遊びの活動など児童が主体となった活動を通じてお互いの絆づくり、仲間作りを深めていく。

(2) 学級集団の状態を捉える

○教師は子どもたちの成長を日々見守っている。しかし、観察だけではどうしても気づけない部分もある。また、大人からすると意外な感情を子どもが抱いている場合もある。そこで、教師の観察と実態のずれを補うために、生活アンケート、相談カード、また必要に応じてQUやFit等の学校生活調査を効果的に活用する。

2 早期発見

(1) 早期発見のため学校がとる体制

○いじめは、外から見えにくいことが多く、全教職員が連携・協力して指導を行うことが大切である。

- ・学級担任だけが問題を抱え込むことが無いよう、生徒指導主任はもとより養護教諭、栄養教諭、学校事務職員、SC等、全ての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から学校生活全体をきめ細かく把握することに努める。
- ・学校評価、授業評価、短い間隔で実施する生活アンケート等により、児童、保護者等の実情を把握し、日常的にいじめ問題への取組について見直しを図る。
- ・児童の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、全教職員で共有を図る。
- ・教育相談担当教諭・養護教諭を生徒指導に関する校内組織に加えるなど、校務分掌上適切に位置付け、SC等の専門家と緊密な連携を図る。

(2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組

○大切なことは、児童や保護者・地域等に、全教職員が「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめられている児童を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示しておくことである。

○児童との信頼関係づくりに努め、絆やつながりを深める心の教育を推進し、指導の徹底を図る。

- ・1日の時程表を見直すなどして、児童とのふれあいの時間を確保する。
- ・日常の行動観察や日記、生活アンケートの実施等により、内面の変化をとらえる。
- ・いじめが潜在化、偽装化していることもあることから、日常の対話や遊びなどを通して児童が発するサインを鋭くキャッチする。
- ・平素から、児童に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに心掛けるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。
- ・毎週的生活アンケートを活用した個別の教育相談を実施する。
- ・保健室や特別教室等で他の児童のことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気の中で相談できるように努める。

(3) 家庭・地域との連携

- 保護者懇談会等においては、開催時間や開催場所を見直し、多くの保護者が参加しやすいように工夫する。
- 学校評価等を活用し、保護者の生の声を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。
- 種々の地域活動において学校が中心となり、いじめ問題に関わる広報・啓発活動を行う。
- 地域行事や各種の催事などに児童の積極的な参加を促す。

3 早期対応

(1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立

- 迅速・的確かつ組織的な対応を実行する。
- いじめ対策組織にSCやSSW等の専門家を加え、早期解決に資する取組をより実効的に行う。
- 必要に応じて、外部専門家の活用も想定する。
- いじめは、学校として情報の共有等を基に、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進していくこと。
 - ・事実関係の確認…いじめの疑いがあった（あるいは申し出等があった）場合、日常の行動観察や聴き取り等により、状況等の詳細を確認する。
 - ・「いじめ対策委員会」を開き、協議する。（場合により、職員会議の開催）
 - ・いじめられている児童への対応…信頼関係にある教職員が担当する。
 - ・いじている児童への対応…複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が担当する。
 - ・周囲の児童（観衆・傍観者）への対応…複数の教職員が担当する。
 - ・いじめられている児童の保護者への対応…学級担任が主に担当するが、必要に応じて、管理職等複数で誠意をもって対応する。
 - ・いじている児童の保護者への対応…面談の目的・役割・分担・対応の実際等、事前に協議した上で、担任・管理職・生徒指導主任等の複数で対応する。
 - ・PTA等への働きかけ（必要な場合）…校長・教頭が担当する。
 - ・教育委員会、関係諸機関との連携…校長・教頭・生徒指導主任が担当する。

(2) 対応する上での留意点

- いじめられている児童への対応
 - ・「絶対に守り通す」との姿勢を示し、全教職員で支え・守ることを約束する。
 - ・本人の要望等を聴き取りながら、学校生活の様々な場面で、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- いじている児童への指導
 - ・当事者だけでなく周りの児童からも詳しく事情を聴き、実態をできる限り正確に把握する。

- ・自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省を促す。
- ・叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に走らざるを得なかったかという背景についても、本人の話に十分耳を傾け、心情をくみとる。

○周りの児童（観衆・傍観者）への指導

- ・周りではやし立てる観衆・知らん顔をしている傍観者への指導は、いじめ問題の解決に向けて重要なキーポイントになることから、もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教職員に申し出るように働きかけていく。このような中で、いじめを報告してきた児童があれば、その勇気と態度を称賛し、その後、これを言ったためにその児童が仕返しを受けないように、秘密を厳守するなどの配慮をする。

(3) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

○インターネット上の掲示板、チャット、コミュニケーションアプリ上での誹謗中傷、他人批判、他者の個人情報の流出等のインターネット上のいじめも、基本的な対応は同様である。

○いじめられている児童等からの申し出を状況確認する過程で、実際に掲示板やアプリ上の書き込み等を確認する。

○具体的な対応策を提示し、可及的速やかに対応することで、被害の拡大を最小限に抑える。

(4) 教育相談体制の充実

○いじめられている児童の心のケア、いじめている児童の内省を促す支援等については、教育相談機能の充実が不可欠である。

○教職員の教育相談に係る資質能力向上はもとより、臨床心理に関して専門的な知識・技能を有するSCやSSWと連携した個別支援が必要である。

○いじめている児童がいじめの行為に至った背景に、保護者の身体的虐待や養育放棄、経済的問題等が起因することもあるため、生活の基盤の立て直しに向けたSSWによる保護者等への個別支援について、積極的な活用を図る。

- ・いじめられている児童に対しては、精神的な辛さや苦しさに全面的に共感し寄り添う。

- ・いじめている児童に対しては、「いじめは、人間として絶対に許されない行為である」との認識に立ち、毅然とした態度で指導することが大切であるが、いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた指導をする。

(5) 保護者との連携

○より高い専門性が必要な場合は、積極的にSCやSSWを活用する。

- ・いじめている児童・保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合など、SSWを活用した支援を検討する。

- ・解決のために、「学校で行うこと」「家庭でできること」をはっきりさせ、協力を求める。

(6) 地域・関係機関との連携

○学校と地域との連携

- ・開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域からの積極的な協力を得る。
- ・いじめに関する連絡・情報があったときは、迅速に事実関係を確認し、事実の確認、指導・対応の後は、情報提供者に必要事項を報告する。

○学校と関係機関との連携

- ・いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携・協力を行う必要がある。
- ・平素から少年安全サポーターや所轄警察署と連携を図り、必要に応じて、協働して対応する。

(7) いじめの解消について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者または学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。また、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察していく。

第5 重大事態への対応【生命、心身または財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

(1) 重大事態の判断及び報告

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 児童生徒が自殺を企図した場合・ 身体に重大な障害を負った場合・ 金品等に重大な被害を被った場合・ 精神性の疾患を発症した場合 |
|---|

などのケースが想定される。

○「相当の期間学校を欠席すること」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査に着手する。

○児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告する。

(2) 重大事態への対応

○重大事態が発生した場合は、設置者である教育委員会を通じて市長へ、報告する。

○いじめられている児童の立場に立って、いじめから守り通すため、保護者と十分に連携を図り、必要があれば児童への弾力的対応を検討する。

○いじめられている児童を守るため必要があれば、毅然とした厳しい対応をする。

○その際には保護者の理解を十分得ながら、教育的配慮の下に適切に指導していく。

○事前に保護者とも十分に話し合いを重ね、保護者の理解・協力を得ながら、教育委員会とも協議をし、対応していく。同時に、適切に関係機関との連携を図る。

(3) 自殺の背景調査

○児童生徒の自殺という事態が起こった場合の背景調査については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）に即して対応する。

○遺族の心情に寄り添い、要望や意見等を十分に聴き取りながら、知り得た情報等を丁寧に提供していく。

○遺族がより詳しい調査を望む場合、教育委員会の指示の下、必要に応じて、公平・中立且つ総合的に分析・評価を行う中立的な立場の調査委員会を設置する。

○その際、事前に子どもの自殺等に係る研修を積んでいる専門家グループ（弁護士・精神科医・臨床心理士・精神保健福祉士）を構成員として、調査等を実施する。

(4) 留意すべき事項

○専門家等による調査を実施する際には、調査委員会等に積極的に資料提供する。

- アンケート調査や児童への聞き取り調査等の実施の要請に対して、協力し、たとえ不都合な事実があったとしても、真摯に向き合う。
- 児童や保護者等の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、全力で学校機能の回復に努めていく。

第6 教職員研修といじめ防止指導計画

◎いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的。計画的に取り組む必要がある。そこで、年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ問題に取り組む。

*いじめ事案発生時は、いじめ対策委員会を随時立ち上げる。

	4月	5月	6月	7月	8月
校内研修 職員会議	経営方針説明による人権・道徳教育の取組周知 児童記録引継 教育相談体制理解		いじめ対策委員会		
対策 防止		学級づくり・人間関係づくり 授業評価実施			
早期発見		生活アンケート毎週実施 いじめアンケート(児童・保護者) 教育相談週間			
改善 検証 周知	PTA総会	学校運営協議会	学校評価①実施、検証、公表		

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内研修 職員会議	体罰防止校内研修	いじめ防止研修 いじめ対策委員会	教員人権研修会				児童引継作成保管 いじめ対策委員会
防止 対策	学級づくり 人間関係づくり	人権教育 参観日					
早期発見		いじめアンケート(児童・保護者) 教育相談週間	生活アンケート毎週実施	Fit 実施		いじめアンケート(児童・保護者) 教育相談週間	
改善 検証 周知		学校運営協議会②	学校評価②実施、 検証、公表		学校運営協議会③		PTA役員会 学校評価③実施、 検証、公表

第7 いじめ対策委員会

いじめ対策の基本

1. 早期発見・早期対応
○いじめの小さなサインを見逃さず、しっかりと捉え、察知した問題をケースに応じ迅速かつ適切に指導すること。
2. 組織的な対応
○いじめ対策委員会を機能させ、組織的な取組を徹底して進めること。
3. 関係機関との連携
○ケースによって、学校だけの指導に固執せず、保護者、教育委員会、警察、児童相談所など関係機関との連携体制のもとで指導・対応にあたること。

迅速
誠実

早期発見 早期対応

組織的な対応

**いじめ・生活
アンケート**

家庭での
サイン

保護者
地域

本人

他児童
教師

訴え

発見

訴え

発見

学校での
サイン

いじめの相談窓口(教頭)

どんな些細なことでも必ず報告する

日常的な
情報交換・連携

状況把握

関係教師が複数で
被害・加害児童から
周囲の児童・保護者から

把握
事実関係の

多様な
方法で

PTA役員
CS委員
地域協育ネット

学校だより
HP

保護者
説明会

生徒指導主任・学年主任

岩国市立柱野小学校
いじめ対策委員会

- ・ 校長・教頭
- ・ 生徒指導主任
- ・ 教育相談担当
- ・ 養護教諭
- ・ 学級担任
- ・ SC・SSW

教育委員会
警察
少年安全サポーター
児童相談所
その他の関係機関

職員
会議

家庭
訪問

弁護士 医師
民生委員・児童委員

被害者への対応
学級担任
養護教諭
スクール
カウンセラー

加害者への対応
学級担任
関係教諭
生徒指導
主任
スクール
カウンセラー

傍観者・観衆への対応
学級担任
生徒指導
主任
関係教諭
スクール
カウンセラー

保護者への対応
学級担任
生徒指導
主任
PTA 担当
スクール
カウンセラー

地域・マスコミへの対応
校長
教頭

継続的な指導・再発防止

第8 重大事態発生時の対応

